

戦後経済再建期の企業税制

——イギリス，西ドイツ，フランスの場合——

宮 島 洋

はじめに

本稿でいう戦後経済再建期とは第二次世界大戦と朝鮮戦争とにはさまれた期間、暦年でいえば1946年から1949年までのほぼ4年間を指している。未曾有の総力戦によって、戦勝国、敗戦国を問わず、経済力の著しい消耗を強いられた西欧先進資本主義国は、朝鮮戦争によるブームを迎えるまで、戦後インフレーション、失業、社会主義勢力の抬頭という脅威に多かれ少なかれ直面し、アメリカの援助に依存しつつ資本主義体制の再建に懸命な努力を続けなければならなかった。本稿はそうした経済再建政策の中で企業税制がいかなる役割を果したのかを、イギリス、西ドイツ、フランスの三ヶ国について考察したものである。

改めて述べるまでもなく、企業税制を経済政策の一環として位置づけることは容易なことではない。財政政策においてさえ、支出面や他の租税との関連で企業税制の役割を明らかにすることは難しい。企業税制の位置づけは、本来、経済構造、経済政策、財政政策、租税政策という順序で接近が図られるものであろう。本稿が考察対象とする上記三ヶ国においても、第二次大戦がもたらした経済構造の変動は無論同一ではなく、それに応じて経済政策の在り方も、したがって財政政策、その一環である租税政策の性格もまた同一ではない。政治体制においても、いち早く労働党政府の成立をみたイギリス、政治危機の連続であったフランス、東西への分割に加えて英米占領地区と仏占領地区とが対立した西ドイツと、国によって軽視できない相違がある。しかし、それらの問題をすべて取扱うことは、筆者の能力を越えており、また企業税制のサーヴェイを目的とする本稿の範囲をも越えている。そこで、それらの問題については、必要な限り、要点のみ言及するにとどめざるをえなかった。むしろ本稿が強調するのは、相違点ではなく、経済再建期における政策目的の共通性であるから、そのような方法をとることも許されると考えているが、考察の不充分さは勿論否めない。その点の研究は別の機会に譲りたいと思う。

以上述べてきたように、本稿の当面の課題は、戦後経済再建政策における企業税制の役割をイギリス、西ドイツ、フランスの三ヶ国について明らかにすることであるが、筆者の問題意識は戦後日本税制の出発点となったシャウプ税制勧告の再検討ということにある。本稿が国際比較という観点からシャウプ勧告を再検討する上で、欠くことのできない基礎作業であったことを付記しておく。

〔1〕 現代資本主義と企業税制

〔1〕 現代租税政策の特徴と企業税制

周知のように現代資本主義においては租税政策が資本蓄積促進政策（経済成長政策）の重

要な一環をなしている。確かに租税政策については、資本蓄積の促進のみならず、景気変動の緩和（経済安定）や所得の再分配も重要な政策目的であると主張されている。しかし、程度の差はあれ各国にみられる資産所得の優遇措置、特別償却制度、特定企業所得の減免税制度などという資本蓄積促進措置は、景気変動に順応する変動性の高い所得をタックス・ベースから一部又は全部除外することによって、また個人所得税の累進性を損うことによって安定機能の核心とされるビルト・イン・スタビライザーの効果を制限するばかりでなく、そうした措置による税収減を所得税の大衆課税化や消費税への依存で補填することによって所得再分配機能をも一層損う結果になっている。

現代税制の特徴とされている経済安定機能や所得再分配機能が世界恐慌以降の租税政策のむしろ意図せざる結果に過ぎないという性格を多分にもっているのに対し、資本蓄積促進機能はそうした経済安定機能や所得再分配機能を意図的に侵蝕することによって初めて成り立つという性格をもっている。すなわち、世界恐慌を契機とし、第二次大戦によって決定的な加速作用をうけた財政支出の急増、それに引きずられた税収需要の増大が累進税率の強化や資産所得および企業所得への課税強化をもたらし、課税水準の上昇と相俟って多くの場合結果的に経済安定機能や所得再分配機能を不充分ながらも備えた税制を成立させたのに対し、まさに同じ事情が逆に資本蓄積に対する租税の阻害的影響を顕在化し、意図的な資本蓄積促進的租税政策への展開を準備したのである。世界恐慌以降の租税政策の展開過程——課税目的の多元化、課税目的相互間の矛盾、課税目的の実際の選択——をみると、大筋の流れでも国によりまた時期により相違やズレがみられ、更に短期的には景気変動の局面や政治状勢によってかなりの変化が認められることは事実である。しかし、そうした租税政策の変遷も趨勢的には他の課税目的を犠牲にしつつ、資本蓄積促進目的へと収束してきたといっても過言ではない⁽¹⁾。

さて、資本蓄積促進政策を租税政策に即して考える場合、主たる関心は広義の所得税、とりわけ法人税制の在り方に向けられることになる⁽²⁾。それは、法人税制が資本蓄積の中核たる法人企業に直接的な関連をもっているからに他ならない。ただし、個人所得税制にも法人税制と共通する重要な部分がある。企業所得の課税標準算定に関する税務会計上の処理方法がそれである。本稿が考察対象を法人税制と狭く限定せずに、企業税制としたのは上述のような法人税制と共通する個人所得税部分をも考慮に入れたからであった。ところで、言うまでもなく、租税はその権力的な貨幣調達という本来的性格から資本蓄積にとっては阻害的要因であるに他ならない。したがって、租税政策による資本蓄積の促進というのは、資本供給および資本需要にとって阻害的要因をなす措置を部分的に排除することにより（完全には排除しえない）、そうでない場合に比較して資本の蓄積を高めるというものであり、あくまでも相対的な意味における促進である。

企業税制に即してみれば、一方で企業の内部資金蓄積——留保利潤と減価償却費。ただし、留保利潤の中にはその大部分がいわゆる企業会計原則における保守主義の税務会計上の拡大解釈である非課税準備金・引当金も含まれる——の促進が、他方では企業の固定資本投資の促進が図られるが、その手段となるのは直接的な減免税制度と課税延期すなわち無利子の貸付という形をとる実質的な減税制度である。まず、前者についてみると、企業の内部資金はそれ自体重要な投資資金源泉であると同時に外部資金調達の担保でもあることから、内部資金蓄積の促進は二重の意味で企業の資金調達能力を拡充することになる。企業税制上の促進

措置としては、税率水準の引下げ、分配利潤に比較した留保利潤の軽課措置（差別税率の設定やキャピタル・ゲインの優遇措置）、減価償却の高速化、非課税準備金・引当金の導入等が指摘できる。

後者については、投資の純収益率（税引後利潤率）を高めることが一つの重要な目的となり、そのための措置としては、税率水準の引下げ、減価償却の高速化、特定企業所得の減免税制度が挙げられる。また、投資促進の一前提である固定設備の整理・更新を容易にすることも重要な目的となる。そのための措置としては、既存固定設備については資産再評価、新規投資については減価償却の高速化が主たるものである。

以上のような企業税制上の諸措置は、財政支出の積極化や金融緩和政策によって、不況が最早不況という意味をもたず、短期的な景気調整期という性格に変質してしまった現代資本主義における景気変動の変質と深く関わっている。財政金融政策によって、合理化投資を強制するような不況が回避されれば、企業にとって既存固定設備の温存を図ることが容易になり、資本の蓄積は停滞せざるをえない。こうした資本蓄積の停滞傾向を打破しようとする財政政策はまず第一に財政支出による継続的な需要創出であるが、それを側面から支えるのが前述したような租税政策を通じる投資純収益率の改善、資金調達力の強化、設備の整理・更新の促進である。

〔2〕企業減税の二つのタイプ

前項で述べた企業税制における資本蓄積促進措置は租税政策の形態という観点からほぼ二つのタイプに分けることができる。一方は税率水準の引下げという形態をとる減税方式であり、他方は経済政策の目標とされた特定の企業活動——例えば、固定資本投資、新技術の導入や新製品の開発、輸出等——を条件として減免税や課税延期を認めるという形態の減税方式である。一般的にいえば、前者（一般減税と呼ぶ）が適用対象の普遍性と税引後利潤の増大という点に特色があるのに対して、後者（特定減税と呼ぶ）は適用対象の個別性或いは差別性と課税所得の圧縮という点に特色がみられる。後者の場合の課税所得の圧縮は、特定所得の益金不算入や特定費用の損金算入繰上または算入限度拡大によって行なわれる。これが、利潤の費用化或いは課税利潤の過小算出と呼ばれる現代企業税制のメカニズムである。

一般減税と特定減税は資本蓄積促進政策の必要性が特別に高かった時期には併用されている。また、特定減税に限ってみると、イギリスのように景気局面や国際収支状態によって頻繁に改廃が行なわれ、政策としての恒常的性格に欠けていた例もある。しかし、やや長期的な展開過程をみると、一般減税は次第にその比重を低下させ、特定減税の展開が一段と比重を高めてきている。むしろ、一般減税とは逆の税率水準の引上げと特定減税の導入または拡大とをセットにした政策展開が多くみうけられる。こうした政策展開の原因を現代資本主義の構造および政策と関わらせて考えてみたい。一般減税の消極化、特定減税の積極化という事態の原因是、差当り次の二つの側面から検討できる。第一に実行の可能性、第二に政策効果の確実性および効率性である。この二点についてやや立入った考察を加えよう。

まず、実行可能性については、一般減税の実行の困難性を指摘するのが早道である。その原因としては、財政規模の膨脹にもなう税収需要の高い水準、現代資本主義の病といわれる持続的なインフレーション、労働者階級に対する政治的配慮が挙げられる。

(1)税収需要の高水準；すでに述べたように世界恐慌と第二次大戦を経た今日の資本主義中央財政は、公共事業費を中心とした資本的経費、社会保障費を中心とした移転的経費そして

軍事費を中心とした消費的経費が増大の一途を辿ってきた。これら経費が資本主義体制の安定を維持する上で不可欠な役割を果してきたことは説明を要しない。財政支出の増大とともに、同じ水準また同じテンポではないにしても、税収需要も当然のことながら高まる一方であった。確かに、追加的な税収需要はこれまで法人税以外の租税に依存することが多く、企業減税の余地がなかったわけではない。しかし、その場合でも適用対象の普遍性のために減収効果が大きい一般減税は実行が極めて困難であった。

(d)インフレーション対策の必要性；今日の資本主義が恐慌を回避しつつともかくも経済成長を遂げてきたことは、財政金融政策に負うところが大きい。財政金融政策による継続的な経済成長の追求はインフレ的貨幣供給を恒常化し、それは更に独占的な企業体制と強力な労働組合の交渉力とを基盤にして物価—賃金の上昇スパイラルを生みだしていった。ところが、多くの論者が指摘しているように、インフレ的蓄積の展開は国際収支の悪化を招かない範囲で初めて可能でありながら、逆にインフレ的蓄積は国際収支の悪化を必然的に招来するというメカニズムであるため、持続的なインフレーションの進行は資本蓄積促進政策を制約する最大の原因になる。こうした経済構造にあっては、適用対象の普遍性ゆえに大幅な需要増加をもたらしやすい、また赤字財政をもたらし兼ねない、したがってインフレーションを加速しやすい一般減税には消極的にならざるをえないものである。

(e)労働者階級の反撥と根拠付けの難しさ；現代財政の高い税収需要は個人所得税の徹底的な大衆課税化を推し進め、それに加えて逆進的な負担構造の顕著な消費税への依存も強めてきた。こうした租税負担構造の上に、企業全般を対象とした一般減税を行なうことは、企業と労働者との間の負担構造を一層企業側に有利に導くことから、労働者側からの強い反撥は避けられないし、政府としても説得的かつ具体的な経済政策上の根拠を示すことが難しい。

次に、政策効果の確実性と効率性について検討する。この点についても、一般減税の難点を指摘するという方法をとる。

(f)確実性；無条件で税引後利潤の増大を図ろうとする一般減税は二つの意味でその資本蓄積促進効果が不確実である。第一は、減税の効果そのものが約束されないということである。減税による税引後利潤の増加見込（純収益率の改善見込）は企業にとって重要なコスト要因である賃金、利子等の引上げ要求を誘発しやすいため、減税が及ぶ前にコスト増によって税込利潤が削減されてしまう可能性が大きい。たとえ、そうした点を回避したとしても、つまり税引後利潤の増加が実現したとしても、その場合には配当取得を目的とする小株主群からの配当率引上要求を誘発するであろうから、減税の効果は利潤の企業外流出（配当支払の増加）によってやはり削減される可能性が大きい。第二は、減税の効果は実現したとしても、政府の意図した固定資本投資が実現する保証はないということである。無論、それは一般減税が行なわれるような経済状況における見込利潤率の低下度合と一般減税による純収益率の改善度合とによって左右はされるが、企業の自発的な固定資本投資に期待する一般減税の場合は、利潤の処分は企業の自由であるから、金融資産の蓄積や借入金の返済などに使用される可能性は充分にある。

(g)効率性；減税による資本蓄積の効率性というのは、経済成長および国際収支改善という目的にとって重要な或いは戦略的な産業部門や企業活動に減税効果を集中的にまたは排他的に及ぼすこと、と考える。したがって、このことは、衰退産業や非能率企業の淘汰、特定企業活動の抑制という逆の側面も含めて、産業政策と不可分の関係にある。すでに指摘したよ

うに、一般減税の一特徴は利潤を計上したすべての企業にその恩恵が及ぶという点にあり、確かに利潤率の格差によって減税効果は異なるものの、政府が意図するような減税効果の集中的な配分は期待しえないのである。

以上、企業減税の二つのタイプについて、一般減税の難点を指摘する方法で、その諸特徴を検討してきた。特定減税については、直接ふれなかつたが、特定減税が一般減税のもつ難点の回避または克服を意図したものであること、それゆえに今日極めて重要な意義をもつに至ったことは理解できたであろう。ただ、特定減税が一般減税の難点を完全に除去しうるものでないことは念のため断わっておく必要があろう。以下、企業減税の二つのタイプを念頭において、経済再建期のイギリス、西ドイツ、フランス三ヶ国の企業税制を検討する⁽³⁾。

- (1) 1930年代のアメリカについて租税政策の変遷をやや詳しく分析したものとして、拙稿「現代租税政策の形成過程——アメリカ連邦法人税を中心として——」(『証券研究』第33巻、昭和47年)を参照されたい。西欧諸国については、現在のところ、1930年代以降の租税政策に焦点を合わせた詳細な研究はあまり見当らない。ただ、山崎宏明「イギリスの証券税制」、塚本健「西ドイツの証券税制」、森恒夫「フランスの証券税制」(『証券研究』第10巻、昭和39年にいづれも所収)は第二次大戦後も含めて各國の租税政策の変遷概要を知る上で便利である。日本税制については省略する。
- (2) EC諸国では、付加価値税が資本蓄積促進政策の上で重要な意味をもつに到っているが、付加価値税の採用は朝鮮戦争以降であるため、本稿では取扱っていない。
- (3) 本稿における企業税制の紹介は、以下のような大蔵省主税局の資料によっている。

- | | | |
|---|-----------------------|---------------------|
| 1 | 大蔵省主税局『各国租税制度摘要』昭和24年 | |
| 2 | 〃 | 『各国租税制度概要』昭和26年 |
| 3 | 〃 | 『米英日耐用年数と減価償却』昭和25年 |
| 4 | 〃 | 『各国における特別償却制度』昭和31年 |
| 5 | 〃 | 『各国耐用年数表』昭和32年 |

〔II〕 イギリスの企業税制

〔1〕 特別償却制度

経済再建期のイギリス企業税制を特徴づけるのは、通常の減価償却に加えて認められる初年度控除(Initial Allowance)という特別償却制度の広汎な導入と拡大である。

イギリスの特別償却制度は1945年に導入され、各国の特別償却制度のモデルとなつたが、そもそもその導入の契機は企業からの固定資産再評価の要求であったといわれている⁽¹⁾。資産再評価はインフレーション期において既存固定資産の減価償却ベースを取得原価から再調達価格に調達することによって、再調達資金すなわち更新資金を確保させ、既存資本水準の維持を図ろうとする措置である。といっても、再評価によって償却費の損金算入限度の拡大が認められるのは、原則として既存固定資産の未償却部分のみであるから、再調達資金を100%確保することは不可能である。

資産再評価の目的は既存資本水準の維持にあるため、新規投資への直接的な刺戟が乏しい。また、資産再評価が順調に行なわれるためには償却コストの増大をカヴァーしうる物価の上昇が見込まれねばならないし、再評価がもたらす税収減も多額にのぼる。そこで、イギリス政府は資産再評価のそした難点を考慮し、資産再評価に代る措置として特別償却制度の導入に踏み切り、しかも後に述べるような特別償却制度の溯及適用という例外的措置を認めることによって資産再評価の要求にも部分的に応えようとしたのである。

特別償却制度は減価償却高速化政策⁽²⁾の代表的なものであり、今日の資本主義国が最も重

要視している資本蓄積促進措置である。特別償却制度は新たな固定資本投資の実績を条件として、課税延期という形で実質的な減税を施す。それによる企業への無利子の貸付は、投資の収益性と投資資金の利用可能性とを実質的に高める。また、投下資金の回収速度が早められることによって、投資の危険負担が軽減されるばかりでなく、陳腐化或いは過剰化した場合の整理も容易になる。このように特別償却制度は資産再評価に比較すると、新規投資を直接的に促進する点で大きな利点をもっており、また政府にとっても当面の税収減ですら資産再評価に比べると少ないという有利さがある。ただ、新たな投資実績を前提とするために、差当り必要とされる投資資金の確保には役立たない、という欠点がある。

さて、1945年に導入されたイギリスの特別償却制度は、耐用年数の初年度に普通償却に加えて一定率の割増償却を認めるというものであり、前述のように初年度控除と呼ばれている。ただし、初年度控除も既償却部分として償却総額（投資費用マイナス残存価格）から差引かれるので、損金算入が認められる減価償却総額に変化はない。課税の延期或いは無利子の貸付と意味づけられる所以である。その点で1954年に導入された投資控除（Investment Allowance）とは異なっていた⁽³⁾。1945年所得税法によって導入された初年度控除の概要是次のとおりである。(i)機械・設備……初年度控除率は取得原価の20%。(ii)産業用建造物……初年度控除率は取得原価の10%。(iii)鉱業用機械・施設……初年度控除率は取得原価の10%。いずれも適用条件は、1946年4月6日以降に新設または購入されたものであるが、特に例外規定を設け、1944年4月6日から1946年4月5日までの期間に新設または購入されたものも1946年4月6日に新設または購入されたものと看做すとした。要するに、初年度控除の2年間遡及適用を認め、資産再評価の機能をも部分的にもたせようとしたのである。この場合、1946年4月6日時点における未償却部分にのみ初年度控除が適用された。この特別償却制度の遡及適用は、〔2〕で述べる留保利潤軽課措置とともに、同時に必要とされる内部資金の充実を促進しようとしたものである。

1949年財政法は機械および設備の初年度控除率を1945年所得税法の2倍、すなわち40%に引き上げている。なお、適用条件は1949年4月6日以降に新設または購入されたものであり、この時は遡及適用は認められていない。また、1949年には試験研究用機械設備について減価償却制度の改正が行なわれている。従来、この種の固定資産は耐用年数5年で、定額法のみ認められていたが、1949年にその償却率が初年度60%，その後4年間の各年10%と改正された。これは特別償却制度には分類されていないが、初年度控除率50%という特別償却制度に等しいものである。試験研究用機械設備に実質的に最も高い割増償却率を認めたということは、新技術の導入や新製品の開発という産業近代化或いは合理化に経済政策の重点が置かれていたことを物語っている。

〔2〕 留保利潤の軽課措置

特別償却制度と並んでこの時期のイギリス企業税制を特徴づけていたのは、利潤税（The Profits Tax）での差別税率の設定による留保利潤の軽課措置である。利潤税は1947年に創設されているが、その実態は国防税を引継いだ法人税であった。利潤税には創設時から、支払配当分と内部留保分に対して差別税率が設定され、1958年に一本化されるまで、内部留保分への軽課措置が維持されていた。差別税率の実態をみると次のとおりである。1947年1月から1949年9月までは対支払配当分25%，対留保分10%という税率構造であり、それが1949年10月には対配当分税率のみ30%に引き上げられ、対留保分税率との格差が一段と拡大した。

こうした差別税率の設定そして拡大は、言うまでもなく企業の内部留保充実を目的としていたが、それと同時に配当支払の抑制によるインフレーション対策をも重要な目的としていた。なお、利潤税という法人税制面からの内部留保促進政策は、キャピタル・ゲインの非課税という個人所得税制面からも支えられていた。企業にとっては利潤を配当として分配するよりも、企業内に留保した方が租税負担は軽減される仕組になっており、他方、株主にとっても利潤を留保することによって株式価格の上昇を待ち、キャピタル・ゲインという免税所得形態で手に入れた方が有利になるという仕組である。税制面からのこうした内部留保促進政策は、特別償却制度による新投資促進政策を投資資金面から裏付けるという重要な意味をもっていた。

法人企業の所得に適用される税率については、イギリスの当時の税率水準が西ドイツとともに国際的にみて最も高い水準にあったことを最後に指摘しておかねばならない。法人所得には前述した利潤税の他、シェデュールD—I（商工業所得）の45%という税率が適用されたから、両税の綜合税率は1947—48年の場合、50.5%（全額留保）から61%（最大限配当）の間に、1949年の場合は50.5%（全額留保）から64%（最大限配当）の間にそれぞれあり⁽⁴⁾、例えばアメリカの38%という比例税率に比較すると非常に高い水準にあった。

〔3〕イギリス企業税制の特徴

以上のように、経済再建期におけるイギリス企業税制の最も注目すべき特徴は、特別償却制度の導入と利潤税の差別税率設定にあった。しかし、こうした特定減税の積極的な展開が、高い法人税率水準と組合わさっていたことにも注目しなければならない。つまり、特定減税の積極的な展開は、高い税収需要の充足と資本蓄積の促進という租税政策に課された二つの目的から生じた必然的な結果であると考えなければならない。

まず、高い税収需要は二つの要因から規定されていた⁽⁵⁾。第一は財政規模の著しい膨脹である。その主原因は労働党政府が推進した社会保障制度の確立にともなう社会保障関係費の急増であるが、ヨーロッパの政治状勢などを反映して軍事費が引き続き高水準にとどまつたことも財政規模の膨脹を下支えした要因として無視することはできない。こうした財政支出の急増に加えて、次に述べるように、インフレーション対策として超均衡財政主義（黒字財政）がとられたため、税収需要も急速に増加したのである。戦時の臨時税である国防税が利潤税に名を代えて実質的に存続したこと、また同じように戦時臨時税の性格が濃い仕入税（The Purchase Tax）が戦後も維持されたことは財政支出の急増に応ずるためとインフレーション対策のためであった。この結果、イギリスの租税負担率は国際的にみて格段に高い水準に上昇したのである。

高い税収需要を規定した第二の要因は、インフレーション対策の必要性である。ただし、戦後インフレーションの昂進度という点でいえば、イギリスのそれはヨーロッパ諸国中でも最も低かった。これは、労働党政府による慎重な財政政策の運営、経済統制の維持、重要産業国有化を梃子とした投資コントロールなどによる成果であるに違ひなかった。しかし、国際通貨としてのポンドを守るために維持した戦前の平価は、戦後イギリス経済にとって明らかに割高であり、そのためインフレーションはポンド不安と直ちに結びつく性格をもっていた。戦前において貿易収支の赤字をカヴァーしていた貿易外収支の黒字、とりわけ海外投資収入が戦争によって大幅に減少した上、経済再建にともなう輸入の急テンポの伸びに輸出の増加テンポが追いつかず、貿易収支の赤字幅が拡大する傾向にあったからである。輸出の伸

びが鈍かった最大の原因是ドル地域への輸出が停滞したからであり、スターリング地域への輸出は逆に順調な伸びを示した。これは、スターリング地域がイギリスにとってはかなり排他的な輸出市場という性格をもっていたからであり、イギリス産業の国際競争力が強かったためではない。逆に、物価騰貴とポンド平価の割高とが重なって、イギリス産業の国際競争力は低下の一途を辿っていたと一般に言ってよく、それがドル地域に対する大幅な貿易収支の赤字となって現われていたのである。戦後、国際収支の悪化によって生じたポンド不安はアメリカやカナダからの借款で一時に回避されたものの、マーシャル援助の受入条件としてインフレーションの収束および国際収支の改善がアメリカから要請されるに到って、1947年以降、イギリス政府もディス・インフレ政策に本格的に取組まねばならなかったのである。その主要手段が前述した超均衡財政の達成であり、租税政策面に限っていえば増税による民間需要の抑制であった。

しかし、特に対ドル地域の輸出停滞をもたらしたインフレーションの原因は需要の超過だけであるとは到底言えなかった。おそらくより重要な原因は、名目賃金の上昇を吸収できない労働生産性の低さ、それによる賃金コストの上昇を価格引上で切抜けない限り利潤率の低下が免がれない、というイギリス産業の生産能率の低さに求められるであろう。したがって、需要の抑制という消極的なディス・インフレ政策だけではインフレーション収束の、また貿易収支改善の根本的な解決策とはならなかった。そのためには労働生産性の上昇を図る合理化投資（近代化投資）を合わせて促進しなければならなかったのである。

こうした企業合理化のための資本蓄積促進政策を、財政規模の増大およびインフレーション対策の必要性から生じた税収確保政策と並行して追求しなければならなかった、というのがこの時期のイギリス租税政策の特徴であった。企業税制においては、法人税率を高水準に据置くことによって必要な税収の確保と民間投資の一般的な抑制を図りながら、特別償却制度と内部留保軽課措置とによって合理化投資を進めうる産業部門や企業には減税の効果を集中的に及ぼすという仕組が作り上げられたのである。なお、1949年に特別償却制度の一部が拡大され、更に試験研究用機械設備にも高率の初年度割増償却が導入されたのは、アメリカの景気後退が始まって輸出競争が激化し、企業合理化の必要性が一段と高まったためであろう。

- (1) 大蔵省「イギリスの資産再評価問題」(『調査月報』第38巻特別第3号、昭和24年10月所収)を参考せよ。
- (2) 固定資本への投下資金の回収速度を決定する要因は次の三つである。
 - ① 普通償却制度における耐用年数
 - ② 普通償却制度における償却方法
 - ③ 特別償却制度の有無
 ①では耐用年数の短縮が回収速度を高める。②では定額法(Straight-line)よりも、定率法(Declining balance)や級数遞減法(Sum-of-the-years-digit)の方が回収速度を高める。
- (3) 投資控除は初年度の割増償却分を既償却分として取扱わないので、減価償却費の損金算入限度がその分だけ拡大される。その点で、これは投資補助金に等しい。1962年にアメリカで採用された投資税額控除(Investment Credit)も控除方式が異なるだけで本質は同じである。
- (4) A. Williams, "Great Britain" in Foreign Tax Policies and Economic Growth, 1966, p. 40 2.
- (5) 以下のイギリスに関する叙述は、次のような資料および文献によっている。本文中では、その都度具体的な典拠は示さない。なお、筆者自身非常に不満に感ずるところであるが、紙数の関係上、用意したデータはすべて割愛せざるをえなかった。
 - 1 United Nations, Statistical Yearbook, 1952. (国際連合、『世界統計年鑑』美濃部亮吉翻訳監修、1952年版)

- 2 United Nations, Economic Survey of Europe, 1948 and 1949.
- 3 Bank for International Settlements, Annual Report, The 19th (1949) and the 20th (1950). (国際決済銀行,『年次報告』第19回および第20回, 東京銀行調査部訳)
- 4 経済企画庁戦後経済史編纂室『戦後経済史(世界経済編)』昭和33年, (第一期および第二期)
- 5 大蔵省『調査月報』第38巻第1,3,8,10号と特別2,3号, いずれも昭和24年。各号に掲載されている, 各国経済状況, 経済政策, 経済白書などに関する紹介或いは調査論文。
- 6 大蔵省『財政金融統計月報』(租税特集号) 第2, 20, 49, 110, 166, 213の各号の国際租税統計
- 7 A. R. Ilersic, Government Finance and Fiscal Policy in Post-War Britain, 1955
なお, 1~6の各資料および文献は[III]西ドイツ, [IV]フランスについても共通のものである。

[III] 西ドイツの企業税制

[1] 特別償却制度

西ドイツの場合は経済再建期といつても, 1948年6月の通貨改革以降に限られる。それ以前は[3]で述べるように, イギリス, アメリカ, フランス三国の厳重な占領下におかれ, 経済政策もすべて占領軍の管理するところであった。しかも, ドイツ占領政策をめぐってイギリス・アメリカとフランスとの間でしばしば喰い違いが生じたため, 何とか統一的な経済政策がとれたのは英米合同地区のみという有様であり, この影響は通貨改革後にも尾を引いていた。通貨改革を契機として, 西ドイツ政府の自主的な政策立案・運営権限がある程度認められるようになったが, なお最終的には英米地区合同委員会の認可を取付けねばならず, そのためこの時期の租税政策は西ドイツ政府にとって必ずしも満足できるものではなかった。

さて, 経済再建期における西ドイツ企業税制の大きな特徴は, イギリスと同様に特別償却制度の導入であったが, 西ドイツの場合その目的は戦争による破壊と東ドイツの分離による資本の喪失をともかくも補填することにあった。特別償却制度が導入されたのは, 通貨改革時に制定された1948年度第一次所得税法によってであるが, この時は対象資産が機械・設備に限定されており, その適用要件は1939年初以来企業が喪失し, その補填のために取得または製作された機械・設備であった。特別償却の方法はイギリスの初年度控除をモデルにしたものであったが, 初年度ではなく最初の二年間について取得原価の50%という割増償却であり, 最高限5万ドイツマルクという制限が付されていた。

西ドイツの特別償却制度が本格的に整備されたのは1948年度第二次所得税法においてである。この時に適用対象が機械・設備から船舶と建造物に拡大されている⁽¹⁾。まず, 機械・設備についてみると, 適用要件は1949年1月1日以降取得または製作されたもので1939年初以来企業が喪失した機械・設備の補填にあてられるものであり, 実質的な変更はなかった。しかし, 特別償却の方法にはかなり重要な改正が行なわれ, 次のような二つの方法から一方を選択することができるようになった。^①最初の2年間に取得原価の50%という割増償却, 但し最高限度10万ドイツマルク, ^②最初の二年間の各年につき取得原価のおのおの15%という割増償却, 傷却額の限度はなし, の二方法である。船舶と工業用および農林業用建造物の場合は適用要件が同一であるので一括して扱うこととする。適用要件は, 1949年1月1日以降に新たに建設されたもの, または戦争により損壊されたもので1949年1月1日以降に再建されたものであり, 割増償却率は最初の二年間の各年につき, 建設費用または再建費用の船舶は15%, 工業用および農林業用建造物は10%であった。以上が経済再建期における西ドイツの特別償却制度の概要である。

イギリスの特別償却制度が産業近代化の促進を狙ったものであるのに対し、西ドイツの特別償却制度は戦争および分割によって喪失した資本を補填し、まず生産能力復旧の促進を狙ったものである。とはいっても、イギリスの場合、現実には生産能率の低い機械・設備を温存しながら徐々に産業近代化を進めざるをえなかったのに対し、西ドイツの場合は戦争以来の喪失が著しかったため、逆に、一挙に生産能率の高い新鋭機械設備を導入できるという有利な地位にあった。要するに、西ドイツの場合は補填投資の促進がそのまま全面的な合理化投資の促進を意味していた、と考えられるのである。

〔2〕 資産再評価

西ドイツの通貨改革は1948年6月20日を期して実行されたが、その骨子は現金・預金形態をとる旧ライヒスマルク（RM）を新ドイツマルク（DM）に10対1の比率で強制交換されることであった。その主目的は通貨流通高の圧縮による購買力の削減、すなわちインフレーションの収束である。資産再評価は通貨改革時点において全企業にライヒスマルク終結貸借対照表からドイツマルク開始貸借対照表への切換を義務づけた際に実施されたもので、生産増強のための資本蓄積促進政策を重視したかなり手のこんだ再評価方法がとられた。

まず、流動金融資産（現金・預金・売掛金・受取手形・有価証券など金融資産形態をとる流動資産）と流動負債および固定負債について10分の1の評価替（評価減）が義務づけられた。これは通貨改革の基本原則に従つたものである。ところが、減価償却資産などの固定資産と棚卸資産などの流動的資産については、RM表示の時価を限度とする評価替（評価増）が義務づけられ、その評価額がドイツマルク開始貸借対照表の帳簿価額となった。しかも、再評価益は非課税であったから、非金融産業部門、とりわけ固定資産比率の高い製造業や公益事業などにとっては極めて有利な再評価方法であった⁽²⁾。

こうした再評価方法をとったのは、減価償却ベースの重点的な引上げによって減価償却費の充実を図り、当時の西ドイツ経済にとって最大の問題になっていた投資資金の不足を解消しようとしたためであり、特別償却制度による投資需要の刺戟と対をなすものであった。しかし、通貨改革による購買力の圧縮と固定資産再評価による償却コストの増大とは通常の状況では両立しない性格をもっている。この難点を解決するためにとられた措置が再評価益の非課税措置であるが、それは税制上の措置としては注目すべきものであるにしても、こうした資産再評価を可能にした基本的な要因であるとはいえない。基本的な要因は次に述べるような当時の市場状態にあった。需要側についてみると、通貨改革によって購買力の削減が行なわれたとしても、通貨改革に時を合わせた配給制度の撤廃などから国内需要の伸びは確実に予想されていた。他方、供給側についてみると、戦争による破壊と占領軍による生産力抑圧政策とによって産業の低い生産能力が通貨改革時点まで殆んどそのまま固定されていた。そのため、需要の伸びに産業の生産能力が直ちには応じえないことが明らかだったのである。しかも、配給制度とともに価格統制の撤廃も予定されていたため、資産再評価による減価償却コストの増大をカヴァーしうるだけの物価上昇を企業は見込めたのである。西ドイツの産業が差当り国内需要を主な対象として生産できたことも、生産能力の復旧までの間、価格騰貴へ強い歯止めがかからなかった一つの要因であった。この点で、資産再評価を認めることのできなかったイギリスと対照をなしているといえよう。しかし、〔1〕で指摘したように、極めて低い既存固定資本水準から出発した西ドイツの固定資本投資は、当初から合理化投資の全面的な展開という性格を多分にもっており、それが1950年以降の輸出の急速な伸びを可能

にしたといえよう。

〔3〕 西ドイツ企業税制の特徴

経済再建期における西ドイツ企業税制の特徴は以上みたような特別償却制度の導入と資産再評価の実施という点にあったが、イギリスの場合と同様に、こうした措置は50%という高い法人税率水準と組合わさっていたのである。したがって、西ドイツの場合も、一方で高い税収需要があり、他方で資本蓄積促進の要請があり、そうした租税政策に課された二つの目的を追求するために税率水準を高く維持しながら、特別償却制度と資産再評価を企業税制に組込んだ、と考えなければならない。そこで、まず通貨改革前の直接占領期に遡って、西ドイツ企業税制の形成過程およびその要因を考察する⁽³⁾。

通貨改革前の西ドイツには本来の意味での経済政策と呼びうるものはなかった、と言っても過言ではない。これは、西ドイツがアメリカ、イギリス、フランスによって占領され、政策主体そのものが分裂していたことにもよるが、それ以上に、戦後西ドイツ経済の再建について連合国側が消極的な態度をとり、とりわけフランスが西ドイツ経済力の復興に強硬に反対したからであった。そのため、この時期にとられた政策は、インフレーション対策と予想された賠償支払に向けての準備作業のみであった。インフレーション対策の重要な部分は戦時からの厳格な価格統制、配給制度などを占領軍が引継ぐことによって担われたが、それと同時に賠償支払の準備も兼ねて、大幅な増税が行なわれたのである。しかも、増税の方法は、英米地区合同委員会、特にアメリカ側の強い要求によって、直接税中心主義が貫ぬかれることになった。その結果、法人税率は資本金に応じた35%，45%，60%，65%という戦時を上回る水準に引上げられたのである。このため、企業の資本蓄積は阻害され、生産能力の回復は進まず、逆にインフレ圧力が強まることになったが、厳格な統制政策によってそれが辛うじて抑止されているといった状態であった。

ところが、1947年から1948年にかけて連合国側、特にアメリカの対西ドイツ政策が転換され、賠償の中止を含めて政策の基本方針は資本主義体制の再建へと向うことになった。具体的には、マーシャル援助を挺子とした西ドイツ産業の復興、統制撤廃による市場機構の確立、それらを通じて最終的には単一為替レートの設定による資本主義世界経済への復帰であった。資本主義体制再建の前提となったのがインフレーションの収束であったが、西ドイツの場合は差当り通貨改革や徵税強化の維持⁽⁴⁾による購買力の削減で対処し、基本的には生産能力の拡大によって解決しようとした。西ドイツの戦後インフレーションは生産能力の低水準を主要原因とする需給のアンバランスから生じたものであり、その対策も比較的はっきりしていたのである。

さて、1948年6月と1949年4月に行なわれた二次にわたる税制改革は企業税制に次のような改正を加えた。第一は、法人税率を35～65%という四段階税率から50%という比例税率に統一したことである。これは従来の税率構造が資本金に応じたものであったから、大企業にとってのみ減税効果をもたらすものであった。しかし、50%という税率水準はイギリスと並んで国際的には最も高い水準にあり、この点に需要抑制というインフレーション対策の要請が強く現われている。ただ、それが中小企業に特に強く向けられることは注目すべきである。この税制改革の際、西ドイツ政府はインフレーション対策として必要とされる税収を取引高税や個別消費税の増税に振向けることによって、法人税や個人所得税の税率大幅引下げを望んだが、英米地区合同委員会はこれを受け入れなかつた。その理由は明らかでないが、お

そらく負担の公平および納税意識という点からアメリカが直接税中心主義に固執したためであろう。西ドイツがこの時期に直接税中心主義をとらざるをえなかったのに対し、次項で考察するフランスの場合は西ドイツにおけるような政治的束縛がなかったため、従来からの間接税中心主義をこの時期にむしろ強化しているのである。

税制改革による企業税制の他の主要な改正は〔1〕と〔2〕で述べた特別償却制度の導入と資産再評価の実施であり、法人税率を高く据置くことによって、企業支出の一般的抑制を図りながら、固定資本投資とその資金調達には集中的に減税効果を及ぼすという政策である。これによる、資本蓄積の促進、生産能力の拡大こそがインフレーション対策の本筋であった。ただ、その資本蓄積促進政策も専ら大企業を対象にしていたと言わざるをえない。なぜなら、すでに述べたように、この時期の法人税率構造の改訂は、中小企業に対して増税、大企業に対しては減税という差別的な性格を露骨にもっていたからである。

なお、1948年の税制改革では、個人企業に対して特別な利益積立促進措置がとられている⁽⁵⁾。しかし、法人企業には同様の措置がとられていない。その理由は、当時殆んどの法人企業が税引後利潤を全額社内に留保する政策をとっていたため、留保促進措置は必要なかったから、と説明されている⁽⁶⁾。法人企業がそうした全額留保という政策をとったまたはとりえた理由は次の三つの事情であると思われる。第一に、戦争とインフレーションの過程で株式市場がその機能を殆んど停止したため、配当取得を主目的とする小株主群が事実上消滅したこと、第二にキャピタル・ゲインの課税が極めて部分的であったことを利用して⁽⁷⁾、大株主が高率の個人所得税を回避する手段として利潤留保を促進したこと、そして最も重要な理由として第三に、需要が保障されて見込利潤が高かったにもかかわらず、投資資金の著しい不足に直面していたことである。戦後のインフレーションと個人所得税率の異常な高さは⁽⁸⁾個人貯蓄を殆んど不可能にしており、金融市場もまた資本市場も事実上機能できない状態であったため、企業としては投資資金のかなりの部分を内部蓄積資金に依存しなければならなかった。かなりの部分というのは、1948年秋から見返資金を源資として復興金融公社が長期資金の融資を開始したからであるが、同公社も債券発行による源資の調達は不可能な状態であった。西ドイツ産業の復興にとって最大の障害となつたは投資資金の不足であったが、それをまず解消しようとしたのが資産再評価による減価償却の充実であり、特別償却制度も固定資本投資の刺戟というよりは、むしろ将来の投資資金の確保という点にこの時期においては主要な機能があったと考えられるのである。

- (1) この時導入された住宅に対する特別償却制度は省略する。
- (2) 西ドイツの資産再評価について詳しくは、経済審議庁調査部調査課「西ドイツにおける資産再評価」(『経審調外』第29号、昭和29年7月所収)を参照のこと。
- (3) 以下の西ドイツに関する叙述は、〔II〕の註(5)で示した共通資料および文献の他、次のような文献によっている。
 - 1 F.G. Reuss, *Fiscal Policy for Growth Without Inflation ; the German Experiment*, 1963
 - 2 K. Häuser, "West Germany" in *Foreign Tax Policies and Economic Growth*, 1966
- (4) 徵税強化の維持を本稿では専らインフレーション対策の必要性から説明した。それは、最終的な政策認可権を握っていた英米地区合同委員会の意図がそうちだつたからである。結果的にはそれが政府投資支出の増加をもたらし、財政支出面からの最も積極的な産業復興政策となった。というのは、徵税強化を維持したことによって税収が増加した反面、軍事費の事実上の消滅から政府消費支出(経常支出)が減少し、その結果政府貯蓄が急増したからである。
- (5) 積立利益の半額(但し、総利益の15%或いは2万DMを限度とする)を非課税にするという措置で

ある。

- (6) K. Häuser, op. cit, p. 116
- (7) 西ドイツにおいて課税の対象となるキャピタル・ゲインは「投機的取引によるもの」と限定されていた。株式等有価証券についてみると、保有期間6ヶ月未満のものに限られる。
- (8) 1946年2月に個人所得税率の最高税率は実に95%という高さに引き上げられた。1948年6月の改正でこれが92%に引き下がれているものの、依然として没収的な高税率であった。

〔VII〕 フランスの企業税制

〔1〕 資産再評価

経済再建期のフランス企業税制について、特に注目すべき措置は固定資産の再評価である。その理由を予め簡単に指摘しておく。①三次にわたって実施されたこと、②企業の任意であったこと、③再評価益が非課税であったこと、以上の三点がそれである。

フランスで資産再評価が積極的に推進されたのは、敗戦国イタリアを除く西欧諸国の中でもインフレーションの昂進が最も激しかったため、企業が戦前に取得した減価償却資産はもちろんのこと、戦後になって新たに取得した減価償却資産さえも、その取得原価と再調達価格とが年々乖離してゆくという状況が生じたからである。企業にとって、資本の喰い潰しを避けるための減価償却ベースの調整は切実な要求であり、また統制の解除や緩和などによって生じた消費需要の急増に応じるためにも、減価償却の充実による投資資金の確保が必要であった。また経済再建期における歴代の内閣にとっても、資産再評価は推進せざるをえない重要な政策であった。この時期の経済混乱や社会不安、それに基づく政治危機の連続は多くの場合インフレーションを直接的・間接的な原因としており、したがってインフレーションの収束は最も重要な政治課題であったからである。ところが、政治状況が不安定だったため、統制強化や需要削減という引締政策は結局遂行できなかったし、また遂行しようとした内閣は退陣に追込まれた。歴代の内閣にとってこうした政治的環境からとりうる殆んど唯一の方針は、資本蓄積の促進による生産力の増強という基本的ではあるが即効性には欠けるインフレーション収束策であった。そのためには、まず、投資資金の供給を必要としたが、インフレーションによって資本市場はその機能を事実上失っており、依存しうる源泉は企業の自己蓄積資金と政府資金とに限られていた。こうした事情が積極的かつ寛大な資産再評価措置を実現させたのである。

第一次固定資産再評価は戦争終結直後の1945年に実施されたが、再評価倍率は資本財の価格騰貴率に相当する率で定められた。そして、資産再評価の実施を促進するために、強制評価を避け、企業の収益率等経営状態を考慮に入れられるよう任意評価とした上、再評価益は原則として非課税という措置をとった。更に、減価償却の一層の充実と老朽化設備の更新を図るため、償却済み資産でもなお使用できるものについては再評価を認めるという特別措置を導入したのである。任意再評価にしたことおよび1946年以後も物価騰貴が著しかったことから、第二次或いは第三次の再評価機会が当然必要となり、1946年に第二次再評価、1948年に第三次再評価がそれぞれ実施された。その際、前回或いは前々回に再評価を実施した企業も新たに再評価が認められている。再評価益の非課税という措置にも変りはなかった⁽¹⁾。

フランスの資産再評価は、1945年、1946年、1948年の三回の機会に順調に実施されたが、それを支えたのは次のような要因であった。

第一に、再評価が企業の任意とされたことおよび再評価益が非課税とされたこと、という税法上の促進措置である。これらは無論、企業側の要望にもよるものであろう。任意再評価は収益力や市場状態を考慮に入れることを許し、再評価機会を企業の判断に委ねるという点で再評価を容易にした。また、再評価益の非課税措置は再評価倍率の限度まで評価替することを促進したばかりでなく、連続的な再評価をも可能にしたのである。再評価益の非課税措置はその点で特に重要であったと指摘されている⁽²⁾。

第二に、市場の状態、すなわち需給のアンバランスによる物価の騰勢傾向である。資産再評価の必要性はインフレーションから生じたが、そのインフレーションの持続は、減価償却のコスト増を物価上昇によってカバーすることを可能にし、資産再評価による減価償却ベースの引上げを容易にしたのである。なお、この点については、次の第三の要因と合わせて再び取上げることにする。

第三に、投資資金の不足があげられる。フランスの場合も需要が産業の生産能力を大幅に上回っており、見込利潤率が高いにもかかわらず、投資資金の不足から資本蓄積を進めることができ困難だったからである。その点で、フランスの連続的な三次にわたる資産再評価は、西ドイツにおける特別償却制度と同じような機能を果したといえるであろう。

以上指摘した要因のうち、第二と第三については、フランスの場合より注意深い扱いが必要である。その理由は、フランスの資産再評価が殆んど野放しのインフレーション過程で実施された、ということにある。そこから生じた第一の問題は、インフレーションと資産評価との悪循環ということである。年々物価が騰貴してゆくという状況で資本の喰い潰しを防止しようとすれば、物価騰貴率に合わせた連続的な資産再評価が必要になることは明らかである。しかも、その物価騰貴には資産再評価による償却コスト増が容易に織込まれてゆく。確かに、それによって資産再評価は容易になるが、そうした企業の安易な価格政策を可能にするインフレ過程は、資産再評価が目的とする設備更新を往々にして妨げる。それが第二の問題である。インフレーション過程においては、積極的な更新を図らずに、償却済みでもなお使用しうる老朽設備を動員して生産を増加する、という傾向が生じがちである。フランスの場合は、こうした傾向が特に基礎産業部門でみられたと思われる。というのは、基礎産業部門では戦争による被害が比較的軽微であったため、老朽化した機械・設備が温存されたからである。その点は、1947年に始まるモネ・プランの最大の目的が基礎産業部門における設備近代化にあったことからも窺える。1948年の第三次資産再評価に到って、再評価によって引上げられた償却ベースを基礎とした減価償却費は生産設備または生産財に再投資されねばならず、もしこの再投資が行われない場合には税の査定の際、課税利潤に算入される、という条文がつけ加えられたことは、減価償却費の充実（投下資金の回収促進）が設備更新の促進に直結してこなかったことを物語っている。つまり、投資資金として蓄積されたはずのものが、部分的な修理費用や運転資本に充当されたがちだったということである。

[2] フランス企業税制の特徴

経済再建期のフランス企業税制を特徴づけるのは、寛大かつ積極的な固定資産再評価措置であるが、ここでもう一つの特徴である非課税準備金について簡単にふれておかねばならない。フランスにおいては、1941年以来臨時の措置として棚卸資産の評価減制度が認められてきたが、それに加えて、1948年には価格変動準備金が創設された⁽³⁾。これによって、フランス企業税制における非課税準備金制度は、當時としては国際的にみて最も充実していたよう

である⁽⁴⁾。さて、以上のような固定資産再評価の推進と非課税準備金の拡大は、フランスの場合、イギリスや西ドイツと比較して極めて低い24%という法人税率水準と組合わさっていた。しかし、このことは以下検討するように、税収需要の低さ或いはインフレーション対策の不必要性をただちに意味するものではない。

フランスにおける戦後インフレーションの基本的な原因は、生産力水準の低下による需給のアンバランスであり、インフレーションを加速した最大の要因は赤字財政であった⁽⁵⁾。その赤字財政をもたらしたのは、財政支出の増加であったが、その内容をみると次のとおりである。第一に、植民地（特にアルジェリアとベトナム）での独立戦争が激化したため、軍事費が依然として高い水準で推移したこと、第二に、労働者階級の政治的発言力が強まり、また労働争議が頻発したため社会福祉関係費の増加も免がれえなかったこと、そして最も大きな膨脹要因となったものとして、第三に産業復興を図るための公共投資支出や企業への投融資および補助金が急増したことである。

インフレーション加速要因としての財政赤字を解消することは、戦後の歴代の内閣が常に掲げたスローガンではあったが、財政支出の削減は、例えは軍事費の場合には右派政党と軍部の、また社会福祉関係費の場合には左派政党と労働組合のそれぞれ強い反撥を招き、議会の多党構造という政治的不安定要因も絡んで、殆んどすべて失敗に終っている。また、直接的なインフレーション対策の場合も、価格統制についてはインフレ的蓄積を望む企業の強い反対によって、賃金凍結については実質賃金の低下に抵抗する労働組合の激しいストライキによつていずれも失敗に帰している。そして、このインフレーション対策の失敗が、更に政治危機や労使の対立を激化するという悪循環を辿り、各内閣は次々と退陣に追込まれた。特に、マーシャル援助の受入条件としてインフレーションの収束が切迫した政治課題となつた1947年から1948年にかけては、四つの内閣が財政均衡化に失敗して次ぎ次ぎに瓦解しているほどである。こうしてフランスのインフレーションは数次のフラン切下げを伴いつつ進行を続け、漸く1948年末に工業生産の回復と豊作とをまって収束に向つた。結局、フランスにおいては、工業生産力の増強という本来の政策を別として、対症療法的なインフレーション対策はことごとく失敗したといつても過言ではない。

資本の蓄積を促進し、生産能力の回復を図るというインフレーションの根本的な解決策にとって、最大の障害になったのは[1]で指摘したように投資資金の著しい不足であった。これは、インフレーションの昂進が個人貯蓄を殆んど消失させ、資本市場および金融市場の機能を麻痺させたからであった。1945年と1946年に相次いで行なわれた固定資産の再評価は、投資資金を内部資金に求めざるをえなかつた企業に対する蓄積強化策であったが、この点についてもすでに述べたように、減価償却の充実は、必ずしも設備更新には結びつかなかつたのである。

1947年になると、モネ・プラン（第一次経済計画）が開始され、設備近代化基金特別勘定から公共資金が注入されることになった。モネ・プランの主目的は、国有化されていた三産業部門を含めた基礎産業六部門に集中的に公共資金を配分し、立遅れていた設備近代化を促進することによって、生産力拡大の基本となる基礎的原材料とエネルギーの供給能力を高めると同時に、合理化によるコスト引下げを武器に輸出を伸ばし、国際収支の改善をも図るというものであった。このモネ・プランによって確かに対象となつた基礎産業部門の復興は促進され、技術革新も進展した。その意味では、当面の目的は達成されたといってよい。しか

し、こうした集中的な資金および資材の配分は、かえって短期的には消費財部門の停滞をもたらし、加えて公共資金の大量支出による財政赤字の拡大が生じ、インフレーションを一層激化させる結果になった。この物価騰貴は賃金引上げを通じて、復興過程の基幹産業をも巻込み、これがまた他産業に波及するという具合であった。したがって、価格引下げによる輸出の伸長は望めず、逆に復興のための資材輸入が増加したこともある、貿易収支の赤字は解消の方向に向わなかつたのである。モネ・プランの成果は、1948年末にインフレーションの一応の収束として現われたが、その過程で払われた代償も決して小さくはなかった。モネ・プランの他の重要な侧面である住宅建設設計画の軽視、財政赤字によるインフレーションの激化、そして絶え間ない政治危機の発生がそれであった。

ところで、モネ・プランにおいても、設備近代化資金のかなりの部分は企業の自己蓄積資金に依存していたし、プランの対象外とされた産業は投資資金の大部分を自己蓄積資金に求めなければならなかつた。したがって、生産および投資の回復が顕著になるにつれて、企業の内部資金を一層充実させる必要が生じたのである。それは、多くの産業部門で投資資金の需要が高まつたの対し、モネ・プランの対象産業部門に限つても、公共資金の一層の膨脹はインフレーション対策から抑制される傾向にあり、また見返資金の全面解除も直ちにはできないという事情があつて、企業の自己蓄積に投資資金を依存する度合が高まりつつあつたからである。そうした状況に対処しようとしたのが、1948年における第三次固定資産再評価の実施と非課税準備金の拡充であったといえよう。これらの内部資金充実策は次のような他の側面も含めて、モネ・プランの一環として位置づけることができる。第三次固定資産再評価の場合は、〔1〕でふれたような再投資義務づけ条項が明らかに示している更新投資の促進という点であり、また価格変動準備金の場合は、輸入に依存せざるをえない基礎原材料の安定的輸入の確保という点である。

法人税率が24%という低い水準にあったことも、内部資金充実政策と無縁ではないが、この税率が1948年の税制改革の際、法人税の独立とともに引上げられた結果であることに注意しなければならない。租税政策的にみれば、法人税率の引上げと資産再評価の実施および価格変動準備金の創設とがセットになっているわけである。24%という法人税率の低さは、従来のシェデュール制のもとにおける商工業所得税率の16%という水準からも示されているように、フランス税制における直接税、特に所得税の低い比重から主として説明されるべきであろう。シャウプによれば、これはアンシャン・レジーム以来の伝統ということになるが⁽⁶⁾、その点をここで検討することは無論不可能である。

確かに、フランスにおいては伝統的に所得税等の直接税に対する反撥が強く、徵税計画の履行が極めて困難であったことから、間接税中心の租税構造が第二次大戦後まで維持されてきた。経済再建期においても、必要とされる追加税収は、従来からフランス税制の中心をなしていた生産税と取引高税に主として依存しており、この時期にむしろ間接税中心主義は強化されている。こうしたフランス税制の基本的な性格が法人税率の低い水準を可能した有力な要因であった。

1948年の税制改革は、従来のシェデュール制をとる典型的な分類所得税制度を一部改組し、法人税を独立させるとともに、全体にわたって税率の小幅な引上げを行なつた⁽⁷⁾。この税制改革は歴代の内閣が失敗を重ねてきた財政均衡化を目的としたもので、その主たる内容は直接税の増税と直接税制の改革であった。クイユ内閣がこうした方針をともかくも貫きえたの

は、マーシャル・プラン援助協定によって財政均衡の確立をアメリカ政府に約束していたからであった。しかし、直接税に対する伝統的な反撥と不安定な政治状況から、フランス税制の基本性格を変えうるような改革案は到底望めなかつたのである。アメリカ税制を模範とした所得税の改革も、みるべき改正点は法人税の分離独立にとどまり、所得税制は実質的に従来の税制を引継ぐことになった⁽⁸⁾。また、直接税の増税も小幅なものにとどまり、新設された法人税の税率も国際的には最も低い24%という水準に定められたのである。この法人税率の低さ、配当の二重課税、そして極めて部分的なキャピタル・ゲイン課税というシステムによって⁽⁹⁾、フランス法人企業の利潤留保が促進されたことは、もちろん重要視されねばならない。

- (1) 以上の資産再評価に関する叙述は、大蔵省「フランスの資産再評価（条文）」（『調査月報』第38巻特別第3号、昭和24年10月所収）によっている。
- (2) P. Tabatoni, "France" in Foreign Tax Policies and Economic Growth, 1966, pp. 309-310
- (3) 価格変動準備金の対象は、世界市場において価格変動の激しい輸入基礎原材料で、具体的には棉花、羊毛、ゴム、石油、銅鉱、アンチモニー等であった。
- (4) 朝鮮戦争前においては筆者の知る限り、イギリスにもまた西ドイツにも非課税準備金制度はみられない。各国の引当金・準備金の制度については、税制調査会『昭和36年4月、第一次答申関係資料集（その1）』昭和36年、566-567頁、572-573頁、581-583頁をみよ。
- (5) 以下のフランスに関する叙述は、[II]の註(5)で示した共通の資料・文献の他、次のような文献によっている。
 - 1 W.C. Baum, The French Economy and The State, 1958
 - 2 D.A. Snider, "French Monetary and Fiscal Policies since the Liberation", The American Economic Review, Vol. 38, No. 3 (June, 1948)
 - 3 新田俊三『フランスの経済計画』1969年、第一章
- (6) 詳しくは C.S. Shoup, "Taxation in France", National Tax Journal, Vol. VIII, No. 4 (December, 1955) pp. 326-327, pp. 331-335 をみよ。
- (7) 1948年の税制改正について詳しくは、大蔵省「フランスの税制改革と資産再評価」（『調査月報』第38巻特別第2号、昭和24年）を参照されたい。
- (8) この点については、H. Laufenburger, "Technical and Political Aspects of Reform of Taxation in France", National Tax Journal, Vol. VI, No. 3 (September, 1953) p. 275をみよ。
- (9) 従来からフランスでは配当の法人段階および個人段階での二重課税が制度化されており、1948年の税制改革においても変更はなかった。キャピタル・ゲインの課税は従来から部分的なものであったが、1948年の改正で更に軽減されることになった。課税の対象となるキャピタル・ゲインは廃業または営業の一部譲渡の場合に限られ、しかもその半額のみを課税所得に算入するということになった。

むすび

戦後経済再建期の企業税制に課された政策目的も、また租税制度における企業税制の地位も、したがってこの時期の企業税制の変化もイギリス、西ドイツ、フランスの三ヶ国において無論同一ではなかった。しかし、産業復興（生産能力の拡大）および産業近代化（生産性上昇のための合理化投資）の促進というほぼ共通した政策目的が、重点の置き方には相違があるものの、企業税制に課され、それに応じた企業税制が各国において作り上げられたことは認めなければならない。具体的には、本稿が特定減税と呼んだ企業減税タイプ、特別償却制度と留保利潤軽課措置（イギリス）、特別償却制度と固定資産再評価（西ドイツ）、固定資産再評価と非課税準備金制度（フランス）の導入或いは拡大である。資本蓄積の促進を意図したこうした企業減税は、多くの論者が指摘しているように、その差別的性格のゆえに企業

間の租税負担の公平を損うばかりでなく、その減収分を他の納税者、特に低所得階層から補填することによって税制全体の負担構造をも一層不公平なものとする。逆にいえば、企業間および全納税者間の負担の公平を犠牲にしなければ、資本蓄積の確実かつ効率的な促進は図れないということになる。これは、戦後の経済再建期にのみみられた特殊な租税政策の在り方ではない。今日に到るまでの企業税制の変化が、一層そうした傾向を強めていることは周知の通りである。

筆者の次の課題は、本稿で明らかにした戦後経済再建期におけるイギリス、西ドイツ、フランスの各企業税制の特徴を比較基準にしてシャウプ勧告における企業税制の性格を検討することである⁽¹⁾。

(1) 同時代的な国際比較という視点および1930年代以降のアメリカ租税政策との関連という歴史的な視点からシャウプ勧告を評価した筆者の試みは、東大出版会から近刊予定の『日本の財政』(編者未定)に「シャウプ改革の評価」というタイトルで収録される。